

シモン・ド・モンフォールのガスコーニュ統治

朝 治 啓 三

【要約】 イングランド議会史上に名をとどめるシモン・ド・モンフォールは、国政改革運動を開始する以前には、国王ヘンリ三世の信任が厚く、ブランドジネット家がガスコーニュに領有する地域の統治を委託されて、一二四八年から一二五二年にかけて現地に赴いた。現地領主や主要都市民は彼の統治策に反抗し、これを受けてヘンリはシモンを事実上解任した。本稿では大陸領経営をめぐるヘンリとシモンとの政策の違いを、領有と統治をキーワードにし、現地人の不満を述べた文書を史料にして解明する。その過程で、封建的主従関係が領域統治において果たす役割を再検討し、また一三世紀ヨーロッパにおける帝国という概念についても展望した。

史林 九二巻五号 二〇〇九年九月

はじめに

シモン・ド・モンフォールによるガスコーニュ統治の歴史的意義の解明は、中世英仏関係史上におけるいわゆるアンジュー帝国の意義をめぐる議論の一環を為す研究課題である。一二世紀半ばにアンジュー伯家のアンリとアキテーヌ侯娘のイリナが結婚したことによって成立した「アンジュー帝国」の遺産は、フランス・カペー家のフィリップ二世によるノルマンディー接收（一二〇四年）以後、アンジュー伯家（ブランドジネット家）とカペー家との係争の種であり続け、カペー家

は北フランスにあると見なされたプランタジネット家領へ攻撃を仕掛け、現地領主の臣従を取り付ける工作を行った。これに対してプランタジネット家側もフランスに向かって一二四八年までに三度の軍事力派遣を行い、「奪われた」家領の回復を目指したが、何れも失敗した。しかし南フランスにあるかつてのアキテーヌ侯領に対するカペー家側の軍事攻撃の程度には限界があり、また現地領主との間に封建関係を形成し得たレヴェルは低かった。その地へはカペー、プランタジネット両王家のみならず、ピレネー山脈の南に位置するナヴァラ、アラゴン、カステイラ諸王家も上級領主権を主張しており、軍事介入も行った。現地領主はこのような状況を利用して、上級領主権を主張するどの王家からも距離を置き、結果的に自主性の高い個別の領主権を維持し得た。しかし、領主相互間の紛争は絶えず、それを解決するためには彼らの間に傑出した仲裁者権力をうち立てる必要があったにも拘わらず、うまくいかなかった。アキテーヌ全体に及ぶそのような権力が形成されなかっただけでなく、そのうちの西半分に当たるガスコーニュ侯領においても、現地領主の共同体の形成は遅れていた。このため、域内では秩序維持が難しく、ブドウ酒生産と輸出を経済活動の中心とするこの地域の平和維持が、商人や農業者などの現地人によっても求められた。プランタジネット家当主のヘンリ三世が、ガスコーニュの平和維持に乗り出し、ボルドーにセネシャルを送って紛争の仲裁を行い始めたのはこの状況においてであった。

様々なセネシャルが失敗した後、ヘンリが自らの妹の夫であり、その父親がアルビジョワ十字軍勇士として名をはせたシモン・ド・モンフォールを、一二四八年にセネシャルとして送り込んだ意図を推測することは困難ではあるまい。拒むシモンを説き伏せ、費用を総てヘンリが負担するとの条件を付けて、七年任期の約束で送り出したにも拘わらず、ヘンリは一二五二年にシモンを事実上解任した。現地領主がシモンの統治に対して反抗したことがきっかけとなった。それまでのセネシャルにはなかったシモンの統治の特色は何か、その歴史的意義を解明するのが本稿の主たる課題である。先行研究は政治過程の中に説明を求め、国王家間の争いの歴史として説明した^①。しかし本稿では、現地領主が不満を感じたのは彼の統治のいかなる点に対してであったのかを調査することによって、シモンが導入しようとした統治構造の特色を浮か

び上げらせるといふ方法で、その歴史的意義を解明する。

プランタジネット家の対ガスコーニュ政策史上におけるシモンの統治の特色を解明できれば、結果として次の点の解明に向かう糸口が得られよう。シモンのセネシャル職就任以前の、及びそれ以後のプランタジネット家の政策との比較によって、いかなる意味で転換点であったのかを解明しうるであろう。またプランタジネット家の政策と、カペー家やその他の周辺諸国王家の政策との比較が可能になる。さらにはシモンがセネシャルとしての経験から得たものを、一二五八年以後のイングランド国政改革運動に反映させたのか否か、すなわちアンジュー帝国の遺産の経営方針の中での、イングランド王国の経営のあり方を議論することが可能になろう。本稿ではこれについては展望を示唆することに止めるであろうが。

① パウイクはエドワード一世によるガスコーニュ統治が始まるまでは、

アキテーヌ侯としてのイングランド王国有の尚書部はなく、独自の記

録も存在しないと述べる。 Powicke, F.M., *King Henry III and the*

Lord Edward, Oxford, 1947, p.233. 本稿はガスコーニュの統治組織、

制度を解明することを目的とはしない。

一 シモン・ド・モンフォールのガスコーニュ・セネシャル職（政治過程）

——一二四八年五月一日から一二五二年秋まで——

一二四八年五月一日までにはシモンは任務を引き受け、ヘンリは財務府にシモンに宛がわれるべき費用の引き渡しを命じた。^①シモンがボルドーに到着したのは同年七月三〇日頃であり、^②ただちに現地領主間の私戦を武力で鎮め、ダックス Dak、サン・スヴェール Saint Sever、ソー Saut などの諸都市の騒乱を鎮めて、反乱加担者を投獄した。^③シモンの前任者リチャード・オヴ・グレイ Richard of Grey を困らせていた現地の騒乱を片づけたシモンは一二月にロンドンへと戻り、^④ヘンリと宮廷から歓迎された。翌一二四九年六月初めにはシモンはボルドーへ戻った。^⑤以下、本章ではセネシャル在任中に生じた現地人による反抗事例のうち、記録の残る重要な事件三つを取り上げ、シモンによる統治とそれに反対する現地

領主や都市の主張を示す史料が、どのようにして形成されたかを概観する。

① 一二四九年六月二八日ポルドー市の騒乱

ポルドー市では以前から市政の主導権掌握をめぐつて、ソラー Sophie 家とコロン Colom 家とが派閥を作り争っていた。シモンが予期せぬうちに六月二八日突然暴動がおこり、シモンはすぐに武装して手勢だけで、コロン家の反乱者を鎮めた。一方敵対するソラー家のロスタン Rostaïn は市長とかたたらつて、市参事会員（参審員） jurats と市民三〇〇名を召集し、コロン家が占拠している市場広場へ行進した。しかし撃退されて、ポール・ベギン Porte Begueyre 近くでシモンの軍隊に攻撃された。ロスタン側は降伏し、既に確保していたコロン家側からの人質を解放した。

ロスタンの陣営はイングランド国王ヘンリへ使者を送り、救済を訴えた。^⑥ 王はロスタンの言い分に同情し、国王評議会の助言を入れて、九月五日、奪われた財産の回復を命じた。^⑦ ところが敵対するコロン家のギョーム・レーモン・コロン Guillaume-Raimond Colom がイングランドに到着すると、ヘンリの態度は一変した。^⑧ ヘンリはシモンに対して忠誠心とガスコーニュに対する彼の監視力とに感謝したうえで、但し厳し過ぎないようにと付け足しただけだった。^⑨ 王はコロン家の使者二人を投獄したので、彼らは王の判決に身をゆだねると回答した。^⑩ 評議会は紛争中の市民たちの裁判をガスコーニュの事件発生地の裁判所に移管する旨を決定し、シモンに彼らを監視するよう命じた。^⑪ 結局今回の措置に関しては、シモンに対する国王からの非難はなかった。^⑫

一二五〇年、シモンがガスコーニュを離れるとすぐに、騒乱が再発しそうになった。^⑬ しかしシモンは五月三日にイングランドに上陸して、王から臨時税 *susdy* を受け取ったのち、^⑭ 同月末にガスコーニュに戻り、ただちに騒乱者の鎮圧に乗り出した。^⑮ その結果ポルドー市民は、一月二七日に、シモンに対して、かねてより示されていた和平協定に同意することを決めた。^⑯ こうしてシモンは軍事力と金銭でガスコーニュの敵対勢力の鎮圧を行った結果、文書による和平確認を取り

付けることができた。この和平協定の意味するところについて次章以下で検討する。この協定は現地人が何を不満としていたのか、いかなる統治を望んでいたのかを知る手掛かりになるであろう。

② 一二五一年五月二五日シモンと現地領主との合意

一度は合意したものの、実際には、現地の領主や都市共同体はシモンの「統治」については不満であり、反攻の機会を待っていた^{①⑦}。一二五一年一月初めに反攻が始まると、シモンは急遽イングランドへ戻り、国王に鎮圧のための軍勢力と金銭を要求した^{①⑧}。ヘンリは金銭授与に同意したものの、シモンに対する現地領主の不满があること、そのための調査団を派遣することを付け加えた^{①⑨}。一二五一年三月初めシモンは軍備を整えてガスコーニュに向けて乗船し、到着後間もなくカステイヨン *Castillon* 城を占拠した。シモンに対して、ガスコーニュの一部の領主や都市民がリーグを組んで抵抗すること^{②⑩}を表明した。シモンがカステイオンを占拠し、ラド *Radon* 城を破壊したことにより、五月二五日にシモンが提案した和平案がまとまった^{②⑪}。この和平案については次章以下で詳しく検討する。

③ 一二五二年五月六月、ウエストミンスターでのシモンの「行状調べ」

一二五一年一月六日にヘンリの娘マーガレットと、スコットランド国王アレクサンダー三世との結婚がヨークで行われ、シモンも出席した。そのころ再びリーグを組んだガスコーニュの現地領主たちが、ヘンリへの抗議文を持ってイングランドへとやってきた^{②⑫}。ヘンリは廷臣と相談のうえ一二五二年一月六日に、シモンがガスコーニュ人から金銭をとりたてたかどうか調査するので、関係者をガスコーニュからイングランドへ送るよう命じた^{②⑬}。さらにヘンリが国王家政役人のヘンリ・ド・ウエンガム *Henry de Wingham* とテンブル騎士団のロスリン・ド・フォス *Rocelin de Fos* を調査のためガスコーニュへと派遣すると言いだしたので、ヘンリのガスコーニュ領主たちに対するこのような宥和的態度にシモンは激怒

した。^{②③}しかしシモンはそれ以上反抗しなかった。三月二三日までにはヘンリからシモンへ、ガスコーニュ人を召集したので、シモンにも同席するようにとの命令が出されている。セネシャルとしてのシモンはヘンリから二月二日までに許可を得た上で、三月初めまでにはガスコーニュへと戻っていた。^{②④}その頃までに現地では「国王権威のもとでの平和を望むので」、一時的な和平裁定が大司教、司教、出席したバロンたちの間で結ばれた。^{②⑤}ガスコーニュ人代表がイングランドに赴くことになったが、反乱指導者のガストン自身は出席せず代理人を送った。四月初めまでにボルドー大司教を筆頭にガスコーニュ領主たちは、イングランドに上陸した。^{②⑥}その後シモンもガスコーニュからイングランドへと戻り、昇天祭五月九日からウエストミンスターで「行状調べ」が始まった。

この会合には、国王の廷臣だけではなく、イングランドの主だった諸侯が列席した。^{②⑦}シモンはセネシャルに任命された時の七年契約の条件を持ち出して、中途での「統治業績」非難は不当である旨、質したところ、ヘンリはその約束を守る意思はないと回答したという。^{②⑧}自分の方針は「国王の権威と威厳を守るため、および聖職者と人民の安全のため」措置を講じることだ、とシモンは述べ、ボルドー市のコミュニティの開封状を提示し、市民たちが副署していることを証拠として示した。^{②⑨}年代記の記述によれば法廷でのやり取りのような手続のあと、シモン側の主張を肯定する公式の結論がヘンリによつて出された。^{②⑩}同席したイングランド諸侯が同輩である伯シモンを支持したために、ヘンリはそれに反対できなかつたのである。

しかしヘンリが両派に押しつけた和平裁定は、シモンやイングランド諸侯の意思に反する内容であった。五月六月ウエストミンスターで一連の交渉の後、ガスコーニュ問題の解決策としてヘンリが発行した六月一三日付けの公文書は、シモンのセネシャルとしての職務については全く触れず、彼の合意を取り付けた訳でもなく、セネシャルとガスコーニュ諸侯や都市との不和を、イングランド国王が仲裁するという形式で作成されたものである。^{②⑪}この文書については次章以下で検討する。

- ① Bémont, *Simon de Montfort*, English Edition, translated by E. F. Jacob, 1930, Oxford, pp. 75-76; Bib. Nat., Paris, Clairambault 1188 (Bémont, *Simon de Montfort*, French edition, 1884, Paris, p. 342). (以下「Bémont, *Simon de Montfort*」以下「*シモン*」) 英語版や Bémont の筆記「*シモン*」や *Simon de Montfort* の筆記「*シモン*」; C (last) R (olds), 1247-1251, p. 43; R (oyad) L (eters), Henry III, R (alls) S (ertes), ed. by W. Shirley, 1866, ii, p. 379; C (alendar of) P (atent) R (olds), 1247-58, p. 26.
- ② Bémont, p. 76; CPR, p. 23.
- ③ Bémont, p. 78.
- ④ Bémont, p. 82; Matthew Paris, *Chron (ica) Maj (or),* RS, v, p. 48.
- ⑤ *Chron. Maj.*, v, 48.
- ⑥ 使節ロマンの騎士カイヤールとキモート・トルン・ギネズ Guillaume Arnaud Moneder° *Simon de Montfort*, p. 284.
- ⑦ *Ibid.*, pp. 279-285; CR, 1247-51, p. 231.
- ⑧ キモートは暴動の時に来ホルヌーの市長になった° *Chron. Maj.*, v, p. 291.
- ⑨ Cf. *Monumenta Francicana, Aede de Maritico Epistulae*, RS, ed. by Brewer, 1858, CLXI, p. 298. 国王の手紙の中で「トギン・ユ・パール Amauin de Bares とフロンサク Fronsac 副伯との係争中に後者がフランス王弟アルフォンスにガスコーニュを与えると約束した旨訴え、国王評議会は副伯のイングランド宮廷召喚を決定した。シモンはこれより先に「フロンサクとポール・シニユル・ヌール Boung-sur-Mer」の交換を提案しており、王は決定権を彼に委ねて了た。 *Simon de Montfort*, p. 300, Jan. 29, 1250. 国王反対派がフロンサク城に圍まれ、その情勢に基いて° *Ibid.*, p. 287.
- ⑩ *Ibid.*, p. 284.
- ⑪ しかしこの裁判は開かれた形跡がなく° Bémont, p. 86.
- ⑫ それだけではない「*雑誌*」費用として五〇〇マルクを宛がわれた° Dec. 27, 1249, CR, p. 248.
- ⑬ ガスモン・ユ・ヤールン Gaston de Bearn が騒乱の元締めであったこと° Bémont, p. 88; 出典は *Chron. Maj.*, v, p. 117.
- ⑭ Bémont, p. 88. くりはシモンに城の防備費を乞うとして「八〇〇マルク」の支払を認めた° 一一五〇年五月二八日° CPR, 1247-58, p. 67; *Roy. Let.*, ii, p. 382.
- ⑮ Bémont, p. 89; *Roy. Let.*, ii, p. 383; CPR, p. 73. くりはシモンにガスコーニュ平定の権限と資金を供給する約束をした。九月九日国王はシモンにキチカク Cuzac 城の要塞化費として一〇〇〇マルクを与えた° CPR, p. 321; CR, p. 241.
- ⑯ *Loyettes des Trésors des Chartrés*, t. iii, par J. de Laborde, 1873, no. 3909.
- ⑰ 一一五一年一月二日くりは「反攻を噂せられているフロンサク副伯に對して「シモンにガスコーニュの管理権を与えたので協力せよ」と命じた° CR, 1247-51, p. 401. さらに前年六月にはフロンサク副伯が反攻の準備をしようとしたと「サネンヤル」に警告した° *Royal Letters*, Hen. III, ii, p. 68; CPR, 1247-58, p. 68. 一一五〇年八月一日くりは「トギン・ユ・パール Amauin d'Albret がガスモン・ド・ユアルンと共謀するため「シモンが拠点としていたバザ Bazac」カズヌーヴ Caseneuve の城を占め渡した° Bémont, p. 90.
- ⑱ *Chron. Maj.*, v, p. 208.
- ⑲ *Simon de Montfort*, p. 314; *Chron. Maj.*, v, p. 209. 'Vermum ascendit clamor cum gravi querimonia, quoniam pacifice ad te venientes, et etiam quos vocas in fide quasi bona, indcenter incarceras et interimis competidos'. 一月一七日に五五〇マルクを与えた° 'd. et l. mar-

cas per pondus et laek; in solutionem stipendiorum militum et servitium commorancium in munitione castrorum regis de Frunco, Burg' et Miro Monte, CR, p. 401. Cf. Bémont, p. 92. 一二五一年一月二日、ヘンリからガスローニユのバロンたちへ、最近生じたシモンとガスローニユ・バロンを市民たちとの紛争にひきつづき調査し、王に報告をせよとある。ニコラス・ド・モリス Nicholas de Molis、ドゥナール・ド・シランタン Drew de Barentin を参照。J. 489。CPR, 1247-58, p. 85.

⑳ アマニエール・ダルブレ、セルナル・ド・ブーヴェール Bernard de Bouville (ブゾム Bezaune 副伯)、『レーモン Raymond (フロンスアク副伯)』キエーム・アルノ・オサ・トントロン Guillaume-Arnaud of Tontoulon、ガイヤール・ガイヤール Gaillard Delsolet、その他のバロンズ。ホルドロー・レオルの市民である。彼らとシモンとのやり取りは次を参照。Simon de Manfort, pp. 268-272. 7) のうちセルナル・ド・ブーヴェールの国王に敵対する行状にひきつづき、Bémont, p. 94. マシユー・パリスは反抗者団を「ガスローニユの殆ど総て有力者」と表現している。Chron. Maji, v, p. 210. 'omnes fere Vasconiae potentes conspiratione communi confederatos'. またシモンの率いた軍が封建軍ではなく、州 comitatus で召集した軍であることも記されている。

㉑ Chron. Maji, v, p. 256; Ellis, J., Gaston de Béarn, Oxford Ph.D. thesis, 1952, p. 123; Simon de Manfort, pp. 272-273.

㉒ Chron. Maji, v, pp. 266-70; Simon de Manfort, p. 339; Ellis, op.cit., p. 127. 現地領主のうちの誰かわかっているのは、カスタン・アマニエールのほか、エリ・リチナル Elie Rudel the younger、セルナル・ド・ブーヴェール Bernard de Bouville、ブノーニエ副伯 Viconte de Benauges、マルノー・ド・ブランソフェール Arnaud de

Blanguefort、レーモン (フロンスアク副伯) キエーム・アルノー・ド・タントロン Guillaume Arnaud de Tantonlon、ガイヤール・テントラー、レーモン・キエーム Raymond Guillaume、スール副伯 viscount of Soule、カステイヨン副伯 viscount of Castillon、ル・ピエ・マジエネ修道院長 the prior of Le Mas d'Agenais、セルナル・ド・ラディス Bernard de Ladis を参照。Ellis, op.cit., Appendix, pp. 15-16. Ancient Correspondence, (Public Record Office, London, SC1), iv, no.1.

㉓ Chron. Maji, v, p. 276.

㉔ CR, 1251-53, p. 207. 宛先はホルドロー・ラ・レオル、バザ、の市長、参事会員、ロットモン、サン・スヴェール、ダックス、バヨヌ Bayonne、サンテマリオン Saint-Emilion の町 township、ホルドロー大司教、バヨヌ司教、マ・ダジエネ Mas d'Agenais 修道院長、サン・タンドレ、サン・セヴラン修道院長と修道士長 deans and covennants of Saint-Andre, Saint-Severin である。

ブランタジネット家の当主がガスローニユ現地領主や都市共同体、聖界諸侯をイングランドへ召集し、不満を述べさせたことは、ヘンリがガスローニユを領有していることを他の国王たちに明確に示す重要な事実である。一方、現地領主たちが、一二四九年以来、イングランドに居るヘンリのもとへ使者を送り、不満を述べたことは、彼らが誰に帰属心 allegiance を抱いていたのかを示す重要な事実である。

㉕ Chron. Maji, v, p. 277.

㉖ CR, 1251-53, p. 207. Bémont のもつた日付は必ずしも確定しえない。シモンへの金銭授与はもし三月二〇日であると。CR, p. 206.

㉗ Chron. Maji, v, p. 277.

㉘ Ellis, op.cit., p. 135; RL, ii, pp. 76-81.

㉙ Chron. Maji, v, p. 288. ガスローニユ現地領主を都市からの不満に

については第三章で検討する。

③④ リチャード・オウ・コーンウォール Richard of Cornwall 及びグロスタ伯 earl of Gloucester.

③⑤ *Chron. Maj.*, v, p. 277, (Bémont の注記は誤り。) 二人の調査者による報告に「つては」同 pp. 289-294. マンユー・パリスはガスコーニュ人の主張をまとめた文書を掲載している。pp. 294-295. 興味深い点がいくつか盛られている。ガスコーニュの貴族、騎士、都市民、城代、農民までがレスタ伯への不平をいう点では一致していると主張していること、伯はこのカウンティを統治するために任命されたこと述べていること、彼の前任者は現地のイムニティを守ったことなどである。

二 ガスコーニュの権力構造と、プランタジネット家、カペー家の活動

プランタジネット家は結婚と相続によってガスコーニュの領有者となった。領有は領土構成員の帰属心の上に成立し得るが、領有者が安定的に統治を行うには、被治者となる現地領民との間に、統治に関する合意が成立していることが前提となる。一三世紀のガスコーニュに関しては、統治者と被治者、つまりイングランド国王とガスコーニュ現地領主との間に、封建的主従契約が成立していることが必要となる。ガスコーニュには一二世紀後半以来、アキテーヌ(ガスコーニュ)侯は常駐してはいなかったし、侯の権力を中核とする自前の権力構造はなかった。^① 現地領主の間には、縦の関係である封主封臣契約による紐帯が緩く、一方、現地領主や都市共同体を横断的に結ぶ共同体意識も稀薄で、相互に対立し合っていた。そのため現地住民の間だけでは内部対立を解消することができず、さらには、周辺諸勢力に対処するためにも、外部の上級権力による領有或いは統治が必要であった。ここでは、外部権力と現地領主との間の封建的關係について概観する。

る。シモンはかつての判決を破り、前任者の取り決めを無視し、ガスコーニュ人をフランスの牢獄へと送り、金銭をむしり取り、不等に逮捕し、国王の城を私物化した。という。(傍線筆者)

③⑥ *Adae de Marisco Epistulae*, RS, pp. 124-125; *Letters of Adam Marsh*, Lawrence ed., Oxford, 2006, pp. 80-81

③⑦ *Chron. Maj.*, v, pp. 290-291; Ellis, p. 139.

③⑧ *Adae de Marisco*, p. 127; *Letters of Adam Marsh*, Lawrence ed., pp. 80-81.

③⑨ *Feodera, Conventions, Litterae*, etc, 3rd ed., Hague, i, p. 168, 'De discordia in Wasconia sedandis', 1252, 6, 13.

フランス国王のアキテーヌ侯に対する封建的上級領主権の主張は、一二〇四年のいわゆる「ノルマンディーの喪失」以来、カペー、プランタジネット両家の対立点となっていた。プランタジネット家はアキテーヌ侯を自称し続けたが、現地の伯や副伯たちとの間には、厳密な意味での封建関係が存在していたとは言えない。イングランド国王がガスコーニュに領有権を主張する根拠となる直轄地はあったが、直任の官僚をおくことも、国王の封臣からなる封建軍を召集することもできていなかった^②。ナヴァラ、カステイラ、アラゴンの諸王もガスコーニュの諸地域の内紛へ介入して、軍事情勢は不安定であった。セネシャルの「統治」が軍事的であり、財源に見合うものではなく、拠点の城や小都市要塞に軍を駐屯させて周辺の紛争を軍事制圧する方式のため、維持費がかかった。つまり封建軍ではなかった^③。ヘンリーの軍事力は家中騎士、傭兵、サージャント、歩兵、弓兵から成り立っていた。これに対してルイ九世がガスコーニュ戦役へと動員したのは封建軍であった^④。ボルドーやバヨンヌ等の都市内では複数の党派が利権をめぐって争っていた。高位聖職者も教皇の意のままにはならず、現地の利害に左右されていた。これらの状況はブドウ酒貿易をはじめとする商業、基幹産業である農業に悪影響を及ぼし、バステイドが作られて、農業も現地領主と国王や大貴族と連携したパレアージュ(共同領主制)によって運営される、都市型防衛拠点を必要としていた。平和を確保できるためには、上級権力による直接的な秩序維持、或いは現地領主共同体による集団的防衛体制の構築のどちらかが必要であった。この状況を踏まえて、プランタジネット家とカペー家は異なる方法で現地領主に接近した。

ヘンリ三世と現地領主との間の封主封臣関係を実証する証拠はあるのだろうか。ガスコーニュ領主の一人ペトゥル・ド・ギャバレット *Petre de Gavaretto* が一二二九年にヘンリに捧げたオマーージュ誓約によれば、ヘンリ三世は、彼ペトゥルとその先祖が「保有している土地」のためにオマーージュを捧げることを認めるとあり、封主から封臣への土地下封は記されてはいない。同じ頃(一二三〇年)、ガスコーニュ・セネシャルのヘンリ・ド・トゥルブルビユ *Henry de Trubleville* は、現地領主に王領地を配分して軍事的扈從 *military retainers* を創設しようとしたが、次のセネシャルはポワトゥ人

ユーグ・ド・ヴィヴォナ Hugh de Vivona (「マター・デ・ロッシン Peter des Roches の関係者」)で、この関係を壊した。^⑦ 四二年のヘンリのガスコーニュ遠征に従軍したイングランド騎士は二〇人、歩兵を入れても二〇〇人程度、つまり小規模で、ガスコーニュの「封臣」へ召集をかけてはいたが、応じる者はなかった。^⑧ このときヘンリに味方した少数のガスコーニュ領主は、戦後、ポフトウ伯アルフォンス Alonse (ルイ九世の弟)に所領を没収され、ヘンリ側へ逃れた。^⑨ ヘンリの傭兵利用計画については、先行研究があり、それによれば結果はすべて失敗した。^⑩

ヘンリ三世とガスコーニュ諸侯との間に軍事的な封建主従関係が存在していたのか否かについて、イングランド側の史料 *Roles Gascons* を調査した。たとえはシモンに最も反抗したガストン・ド・ペアルンの例を見よう。ガストン七世が相続したのは一二二九年であるが、^⑪ その際の封土契約については刊行史料の範囲では見あたらない。一二四二年にヘンリがガスコーニュへ遠征した際、ガストンがヘンリに忠誠を誓約した。^⑫ このときには軍役による土地保有については、土地名が特定されていない。すなわち、ボルドーでヘンリにオマージュをささげたが、サン・スヴェールの宮廷に出仕することが義務であり、その見返りに彼と相続人は慣習的特権を持つべしとある。つまりここには封土も軍役も書かれてはいない。しかし別の個所には軍役に關する記述がある。^⑬ 五〇人の騎士を連れて参軍せよという命令である。とはいえ実際に命じられた複数の現地諸侯が、参軍したのか否か確認し得ない。^⑭ 上記のガストンに認められた特権は、先祖から受け継がれたものと書かれているので、国王から封土を下賜されたのではなく、既得の所領が安堵されたのではないかと推定される。^⑮

もう一人の有力領主アマニュー・ダルブレはどうか。一二四二年八月二三日、ガストンを含む多くのガスコーニュ諸侯とともに彼は、トゥールーズ伯がフランス王と対立した際には、伯を援助して勤める旨、ヘンリに対して宣誓した。^⑯ 一二四三年一月一二日、多くの諸侯とともに軍役を命じられた。^⑰ また彼の土地全体において、王のフォカギウムを徴収することを王から認められた。^⑱ ヘンリにソー城を提供したり、アマニューに対してヘンリが金銭支払い義務を負っているという記述も見えるので、^⑲ 両者の関係は少なくとも敵対的ではない。フランス王に対してヘンリ側に付くという姿勢をとって

いることから、プランタジネット家により帰属心を抱いていることは推定できる。しかし上記の軍役がどの封土に結び付けられたのかを示す記述が見られない。封建関係ではなく、別の理由でヘンリとアマニューは結びついていた。アマニューは先に述べたガストンとはライバル関係にあり、土地争いをしていた。この紛争の仲裁役としてヘンリはアマニューに援助を与える約束をしている。^④このようにガストン・ド・ペアルン、アマニュー・ダルブレという現地の二人の有力諸侯の例を見る限り、イングランド国王と軍役奉仕義務を伴う封建契約を結んでいるようには見えない。

カペー家と現地領主との間の封主封臣契約について、包括的調査をなし得る史料は刊行されていない。ジョワンヴィルによれば、一二五九年条約でルイは領土を失ったと国王評議会員から非難されたが、カペー家がガスコーニュを領土としたことは一度もなく、一二〇四年のジョン呼び出しと彼の不对応を根拠としているにすぎない。五九年条約によって漸くルイはヘンリを封臣として、封建制的国制の中にガスコーニュをおこうとした。^⑤

ヘンリがこの地を「領有」しているのは、イリナとヘンリ二世の「結婚」以来の名目にすぎず、同じ理由はカステイラ王も有していた。ヘンリは一度も現地に在任して「統治」したことはない。一方カペー家は一二〇四年以後、プランタジネット家が大陸にフランス王から保有すると主張する土地を、ジョンの出廷拒否事件を機に没収したと称して、ガスコーニュもその中に含めた。その結果、この年以後両家はガスコーニュの領有をめぐる、権利を主張しえたのである。この状態を解消するためにプランタジネット家は王弟リチャードが一回、ヘンリ自身が二回、大陸に遠征した。決着はつかず、両家は一時的条約を結び、未解決状態のまま一二四八年のシモンのセネシャル就任を迎えるのである。^⑥

一二五九年条約でカペー家は、ガスコーニュを領有するプランタジネット家を封臣とした。一方ヘンリからガスコーニュ侯位を譲られていたエドワードは、一二七三年から現地領主との間に封主封臣関係を築き、条約の主旨とは逆の効果（最高封主であるカペー家よりもその封臣であるプランタジネット家の方に現地領主が帰属心を持つ状態）を生みだした。英王と現地領主とのこの関係を築かせたのは、（以下で述べるように）実はシモン・ド・モンフォールが現地領主やボルドー市と結

んだ一二五〇、五一年の「契約」である。イングランド王を封主とし、現地領主や共同体がその權威に従うという、それまでなかった契約を新たに導入したのである。個々の領主との契約ではなく、領主や市民の団体との合意である。

シモン以前には、領有者と現地領主や都市共同体との間に封建關係が事実上存在しなかつたとすれば、イングランド王とその代理人は、統治のための独自の機構を築き得ていなかつた可能性がある。現地領主は自己の利害を追及して内戦を繰り返した。それを調停するにはより上級の或いは第三者の権力が必要であつた。パウイクは「侯領全体に共通する体系的な法や慣習はなかつた」、或いは「体系的な騎士奉仕はなかつた」と述べる一方で、「その無秩序な生活慣習は統一性の意識 sense of unity を維持していた多様な地域ごとの慣習を破壊するものではなかつた。バロンや都市はほかの誰よりも遠隔地にいる国王の支配 *rule* を好んだ」とも述べており、現地人の間に統一性の「意識」があつたことを前提にしている。その上で「ガスコーニュ行政 *administration* は、詰まるところ、外国人による支配 *domination* としてではなく、統治 *government* の問題と見なされるべきだ」と述べている。パウイクの論理を一貫させるには、侯領全体の法や制度や慣習がないのに、統一性が維持されたという根拠を示さねばならないが、それは記述されていない。

これに対してヴェイルは次のように述べる。「西南フランスの騒動を好み独立心に富む住民は、アキテーヌへの宗主権の行使をめぐるカペー家とプランタジネット家の主張の間に、自らの利害をねじ込んだ。(中略) ガスコーニュ社会それ自体がある特徴を持っている」と述べ、「私戦」と題する節で「貴族たちが自分たちの間で戦争を行う権利を帯びているという想定が、ガスコーニュ社会の騒乱 *trouble* に大いに与つたということ、当時の人々の意識においては殆ど疑う余地がない」と明言している。現地領主にとっては私戦は権利と見なされ、仲裁や調停によって平和を回復することはあつても、他からの支配や命令は受けたくないというのが彼らの持ち前の意識であつた。ヴェイルはその例を数多く挙げている。裏付けのないまま統一性を強調するパウイク説には分がない。それどころか彼も、ボルドー市内部に二つの党派があり、相互に私戦を繰り返していたことを認めている。現地領主たちは領主共同体を作ろうとして失敗していたというより

も、共同しないことを前提として相互に対立していたという方が、事実に近い。多くの事例を見れば、一二四〇年代のガスローニム現地領主の間には、縦の結束も横の連帯も緩くしか存在していなかった、と結論できよう。

- ① Studd, R., 'England and Gascony', *England in Europe 1066-1453*, ed., Saul, N., 1994, p. 105.
- ② Stacey, R., *Politics, Policy, and Finance under Henry III, 1216-1245*, Oxford, 1987, pp. 175, 185-186, 192.
- ③ Stacey, *op.cit.*, pp. 177-179.
- ④ Stacey, *op.cit.*, pp. 185-186.
- ⑤ 加藤正幸「中世後期西ヨーロッパにおけるガスローニムの創設——三冊洋書を中心とした四世紀初頭のマンチネ地方を中心として」『地中海学研究』XXIV、二〇〇一年、二二一—四六頁参照。
- ⑥ *Recognitiones Feodorum in Aquitania, Recueil D'Actes relatifs à L'Administration des Rois D'Angleterre en Guyenne au XIII siècle*, Paris, ed. Ch. Bémont, 1914, no. 447.
- ⑦ Stacey, *op.cit.*, pp. 174, 177; *Cal. Pat. Rol.*, 1225-32, p. 507; *CPR*, 1232-47, pp. 6, 194-195, 318.
- ⑧ Stacey, *op.cit.*, pp. 193-194; *Cl. Rolls*, 1237-42, pp. 523-527.
- ⑨ Stacey, *op.cit.*, p. 194. キー・エ・エ・ロントナーン Guy de Rochford (トビネー・ド・Villiers); *CPR*, 1232-47, pp. 310, 395; *Cal. Liberate Rolls*, 1240-5, pp. 229, 232, 275, 300; *Charter Rolls*, 1226-57, pp. 323, 329, 363, 390, 411, 462, 473.
- ⑩ Stacey, *op.cit.*, p. 194; *CPR*, 1232-47, p. 308.
- ⑪ Ellis, *op.cit.*, p. 25.
- ⑫ *R (Giles) G (Gascons)* t.1, par F. Michel, 1885, no.721. 1242.12.25.
- ⑬ *Ibid.*, nos.158, 159, 160, 163. 聖職裁判官トビネの原告。「トビネが nobis tantum nobis homagium suum fecit」[「終結すべき debut」] 聖職的特権を持つべく habeant libertates et liberas consuetudines]
- ⑭ この戦闘ではヘンリーが率いた軍はレイが率いた軍に対していさよく敗れたが、その原因はヘンリー軍の軍勢の少なかりであった。つまり召集した現地領主は「軍事義務」を果たさなかった。ヘンリーは援軍を依頼したラ・ベルニュ伯トーン・エ・リヴァンニヤン Hugh de Lusignan の軍を率じた。 Ellis, *op.cit.*, pp. 95-97; *Rolls Gascons*, i, no.181.
- ⑮ トン・エ・リヴァンニヤンを tenure by military service へと変更された適例として *CPR*, 1232-47, p. 401 に掲載された Seward of Montegayon の例を挙げよう。しかしこの例を授封されたよりは、安堵の例と見なされる。「これまで先祖が自主地として持っていた城を、王から保有し、槍一分の奉仕を」条件なく covenant により変更されたように。 Powicke, F.M., *King Henry III*, Oxford, p. 214.
- ⑯ RG, no.407. 「援助し、忠実と fidelity laborant」[「宣誓した juraunt」]
- ⑰ *Ibid.*, no.1587.
- ⑱ *Ibid.*, no.836. 「土地全体にわたる totas terras suas」[「トビネにわたる focagium (hearth tax)」]
- ⑲ *Ibid.*, no.1030.
- ⑳ *Ibid.*, nos.1089, 1093. ガスローニム現地領主や諸都市がヘンリーとの間に個別に金銭授与による軍事奉仕契約を結んだ例については Ellis, *op.cit.*, pp. 98-99, 100; *R.G.*, i, nos.25-6, 356, 159, 223, 361, 437; 1893.
- ㉑ *Ibid.*, no.1093.
- ㉒ *Joinville* & *Villehardouin, Chronicles of the Crusades*, translated by

M. Shaw, Penguin Classics, 1963, p. 334. シモン・ド・モンフォール『聖王ル
ー』(伊東敏樹訳)ちくま学芸文庫 二〇〇六年、二八五頁。現地領
主シカール・ド・モンキエモン Sicaud of Monteguyon がフランス王に
オーージュを捧げる可能性がある「ジャック」(クンリ)は認識している。
CPR, 1232-47, p. 401.

② Labarge, M. W., *Gassony, England's First Colony*, London, 1980, pp.
7, 14, 17. 両王家のガスコニー領有の目的は「ブドウ酒取引収入に
あふ」という説が、ステイシーによって述べられている。Stacey,

op. cit., pp. 174-175.

③ Powicke, F. M., *King Henry III*, Oxford, pp. 210-211. しかしパウ
イクの主張の根拠を挙げてはくさず。

④ *Ibid.*, pp. 213-214.

⑤ Vale, M., *The Angerlin Legacy*, Oxford, 1990, pp. 6-7, 112.

⑥ Ellis, *op. cit.*, p. 102.

⑦ Vale, M., *op. cit.*, p. 112.

⑧ Powicke, *op. cit.*, p. 213.

三 シモン・ド・モンフォールの対現地領主対策

ここでは既に述べた三つの事件において、統治者シモン・ド・モンフォールと、現地領主や都市共同体との間に結ばれた合意書等を詳しく検討し、彼の統治の持つ国制史上の意義を考察する。

① 一二五〇年シモンとボルドー市との合意

これは一二四九年六月二八日のボルドー反乱の後に、様々な交渉の後、一二五〇年一月二七日に結ばれたセネシャルとボルドー市民との協定である。一二五一年一月二日に国王ヘンリ三世が確認した^①。ベモンはその要点を四点にまとめた。^② i 放逐されていた市民は人質の提出と交換に帰市できる。ii シモン、市長らの許可なしには、市民による武器携行、結社の禁止。違反者は流刑。iii 和平維持に敵対する総ての行動を禁止する旨、全市民が毎年誓約する。iv これらの条件の改変権者はシモンである。

ベモンはこの合意文書がシモンのガスコニー統治に果たす意義についてはコメントしていない。パウイクはこの協定には触れていない。マディコットは、シモン・ド・モンフォールのガスコニー統治方針は「王の利益に逆らう者には既

得権を認めず、反逆者として処罰する」ものと判断している。マーシユはシモンがボルドー市民の二つの党派の内、ワイン貿易商人のコロン家と組んで、相手方ソラー家を軍事抑圧したと述べる。ラバージはシモンが仲裁の域を超えて、軍事制圧したと述べる^⑤。ロッジは、シモンの現地領主や都市民への厳しい態度がヘンリには嫌われた旨繰り返し述べている^⑥。何れもシモンの軍事力による現地人への暴力行為を非難する内容である。シモンは現地人を抑圧するだけだったのか。彼の軍事制圧策は、王やシモン自身の権益を維持するために行使されたのか。国制史上の意義を見るには、文書をもう一度読み直す必要がある。

ベモンはシモンが市民に和平案を押しつけたと述べるが、むしろ彼が命じたのは市民が合意案を作成することであった。文頭には「シモン・ド・モンフォール閣下の命令により、ボルドー市の外部にいたボルドー市民と、その都市の中に留まっていたその他の者たちとの間で、良き分別のある人々の協議によつて秩序づけられた和平の形式である」と記されている。さらに、紛争以前の諸党派間の合意は、「伯閣下や選出されたボルドー市長や参審員によつて確実に破壊され」、新たに、「平和の利得のためにそしてあらゆる疑いが止むように、分別ある者の協議により以下の如く定められた」として、ベモンが纏めた上記の諸点が列挙される。このように伯が単独で裁決するとは述べられてはおらず、むしろ市民代表者の協議による作成であることが明文化されている。他にも「共通の協議により」市民全体の毎年の誓約が明記されている。この文書の中には、今後同市での紛争の際に、国王代理としてのセネシャルが軍事力で制圧することを正当化する文言はいつさい登場しない。合意文書は、違反者の処罰も市民総てが、平和を侵したり侵そうとする者を、力を以て妨げるよう規定している。ではセネシャルと市長や参審員との権限には上下関係はなかったのか。セネシャルとしての伯に十分な権力を譲与することは市民全体が合意したのであるが、にも拘わらず、「伯閣下は文言の改良に関する十全の権限を持つべし、但し、市長と参審員と共同の裁判権と特権を除いては」とあり、市民側の「特権」は留保されている。

この事件に関してマディコットは、シモンがヘンリから金の無心を繰り返していることを非難し、私利私欲優先論者と

してのシモンを描いている。^⑦しかし和平協定締結のために武力を用いたこと、及びその費用をヘンリが供給したこと、シモン個人の利益確保との間の関係を、彼は説明していない。以前のセネシャルが市民党派間の争いを放置していたのに対して、シモンの統治の新しさは、武力を用いても協定を作らせ、違反者を処罰したことである。反逆者を処罰したことが、シモン個人の利益にのみ奉仕することと言い切れるだろうか。ヘンリから供給された金銭を、シモンが私物化したという証拠を彼は示していない。違反者処罰は統治の必要事項であろう。

「人々の協議によつて合意した」とは書かれていても、実際はシモンの命令を受け入れた市民だけの合意にすぎないから、この文書だけでは当時のボルドー市民の間の権力状態を正確に捉えることはできない。しかし少なくともこの文書からは、この協定以前には各種の紛争のもとになった「合意」があつたことが読みとれる。市民間には私的な複数の合意が並存し対立する状況で、党派間の和解ができずに紛争に至つたというのが事実であろう。その際、紛争の調停者としてセネシャルやイングラント国王Ⅱアキテーヌ侯が働いた形跡がない。この和平協定が結ばれる以前には、ボルドー市への国王Ⅱアキテーヌ侯が都市特許状を授与或いは没収したという言葉がない。このことはプランタジネット家のボルドー市に對する「統治」が、このときより前には実質的には存在していなかつたことを暗示する。とすれば今回の和平協定によつて、セネシャルと都市民共同体との権力関係が文書で確認されたことの歴史的意義は大きいといえよう。都市がどの領有者に帰属心を抱いているかを示す、証拠となりうるであろう。^⑧

② 一二五一年五月二五日シモンと現地領主団体との合意

ボルドーでの騒乱が一段落した後、一二五〇年後半からフロンスック副伯領でのガストンにまつわる者たちの騒乱、及びアマニユーによるバザ等での騒乱が生じた。これに對するシモンの制圧行動はヘンリの許可を得て、資金と援軍をイングラントから持ち込んだものである。教皇もシモンを援助した。現地領主はリーグを組んで実戦を避け、シモンと交渉

した。シモンがラド、カステイヨンの町を破壊・占拠して圧力をかけたため、リーグ全体が合意に応じた。^⑨

ベモンはこのときの合意を次の五点に要約している。^⑩ i 紛争当事者で和平提案に応じる総ての者が調停の場 *tribunal* によって下される判決に従うこと、という保証を国王の派遣する委員ニコラス・ド・モリスと、ドロゴ・ド・バラントンが受け取ること。ii この調停の場は国王派遣員の二人の他、ボルドー、バザ、サン・スヴェール、ダックスの四カ所の裁判所の構成員から選ばれた四人の裁判官が構成する。彼らがシモンと現地領主間の論争点を現地の慣習に従って判決する。iii 一二四九年六月のボルドー騒乱以来の市外退去者の受け入れ許可権者は国王派遣委員である。iv 四裁判官はシモンが捉えている囚人達の釈放につき裁決する。v アジャンとバザの司教が合意違反者を破門することを約束する。

この協定のうちいくつかはその後実行された。事実考証についてはベモンを参照した。^⑪ この経過についてベモンは次のように評価した。「一二五一年のシモンの軍事行動 *operation* はまたしても、悲惨な状況からはじまったものの、成功に結果した。シモンが到着するや、彼の主導権の下で、ガスコーニュを統治する *govern* のはイングランド国王であることを、示し得た」と。国王が統治権を行使するという彼のこの判断の根拠となった史料は、現地領主の意思表明ではなく、国王の証言である。^⑫ これに対しパウイクはこの事例を、「シモンの望みはガスコーニュ経営に関するヘンリからの支援の増加と、自由裁量権」であることを示すもの、と評価する。^⑬ 換言すれば彼はシモンが統治における主導権を、王がセネシヤルに引き渡すべきだと要求したと見なしている。しかし次の事例は、シモンが主導権を行使してはいなかったことを裏書きする。すなわち、ボルドー騒乱鎮圧の後にシモンは現地領主ガストン・ド・ベアルンを捉えてイングランドへ送ったのであるが、ヘンリは自己判断で釈放した。^⑭ もし統治の主導権がシモンにあれば、彼自身がガストンを処罰してもよかつたはずであろう。シモンとガストンの間には主従契約はなかったから、シモンは自らの分を守ったと見るべきではないか。次にマディコットはこの合意については、ヘンリから得た金銭のおかげで雇った兵力を用いての、シモンの軍事活動が「成功」であったと述べるに留まる。彼はあくまでもシモンは金銭欲が強く、武力弾圧主義者であるとの判断を崩さない。^⑮

マーシユは史料紹介のみである。¹⁶⁾ ロッジも同様である。¹⁷⁾ ラバージはこの点には立ち入って触れてはいない。

改めて史料を読んでみよう。この「我らの間に為された平和の協約」文書の「合意者」とはシモンと、現地領主のガストン、アマニュー及びギヨーム・アルノーである。この四名がガスコニューの領主・都市・聖職者など「総ての者」に代わって、「法に立ち、以下の判決を受け入れることについて」合意したことを公表しているのである。¹⁸⁾ シモンがセネシャルとして他の三名より高い権限を持っていることを述べている箇所は、各裁判所から選出される合計一六名の裁判官がもし空席になった場合の補充権を持つこと、及び、調停の場に出席すべき当事者や裁判官や国王派遣の委員のうち出席できない者が生じた時に補充する権利を持つこと、この二点だけである。補充に関する規定は他にもあるが、ここではシモンの権利は述べられていない。しかもシモンの補充権も無制限ではない。すなわち、「前述の裁判官達により信義則に基づいて、これら（紛争）の原因や（その）交渉が解決される方へと進められ」、「行われること総てが判決と友人の取りなしで決着付けられるべきこと」が、「余によって譲与された」と記されているからである。もし「一方が判決に服従することを拒絶するならば、彼のニコラスとドロゴ（国王派遣委員）が、一方の側が判決を受け入れたことの保証を、勝訴した側に、困難なしに授けるべし」とあり、判決執行の最終保証者は国王派遣委員であつて、シモンではない旨明文化されている。この文書から、シモンが自由裁量権を欲しており、行使していたという結論を導き出すことはできないと思われる。さらには、判決の根拠として、「それぞれの裁判所で賛成された慣習に従つて、或いはそれ以前の都市や村の規定 *statut*」を明記していることから、シモンの独断や武力が判決の根拠とされるという可能性は低く、シモンが武力で現地人の反抗を押さえることを究極の目標にしていたとはいえない。この文書が語るのは、現地人がガスコニュー統治に関して合意を形成し、法、制度を文書によって明確にし、セネシャルがその監視役を務めるということである。

この理解に立てば、セネシャルと現地の領主三名を代表とする団体との間に、裁判に関する合意が成立したことの意義は次のようにならう。ガストンやアマニューはこれまでもたびたび現地で争乱を起こし、国王やセネシャルに対してだ

けではなく、現地領主や都市民にも被害を与えていた。そしてその争乱を国王Ⅱアキテーヌ侯が收拾することができずいた。一二四八年にシモンを投入したヘンリーの思惑は、彼の武力で騒乱を片づけてもらいたい、というのが本音であった。シモンはその期待に応えたのであるが、現地人はその時点では国王やセネシャルの統治権を承認していた訳ではなかった。今回の協約には、国王代理人と現地領主・都市の団体とが裁判に関して、シモン自身の裁判権によってではなく、第三者としての国王派遣員の主権する法廷で、現地の慣習をよるべき規範として、裁判を行うという内容が明記された。従ってこれは個人間の封建契約ではない。それまで反抗していた一部の現地有力者が団体を結成して、イングランド国王の裁判権に服従することを取り決めた文書といえるかも知れない。今後この合意に違反すれば、国王Ⅱ侯によって法的に制裁を受けることを確定したからである。「この秩序規定 *ordinationem* により、イングランド国王陛下にも、他のガスコーニュの誰にとつても、現在及び未来の、他の事件において、不利益 *prejudicium* が生じないようにするために」と、末尾の文
言は述べている^⑭。

③ シモンの行状調べ

一二五二年五月六月ウエストミンスターで開かれた「行状調べ」の際、ヘンリーはシモンを非難し、シモンは反論した。この間、現地人の不満を示す史料については複数の同時代史料が存在する^⑮。紙幅の関係上、一部を紹介するに止める。

i ラ・レオル市からの不満^⑯

シモンの軍が市民を追放し、逮捕し、投獄した、タリッジをとった等八点の不满を列挙しているのだが、それらの事実の原因となった、市民側の「不正行為」については全く書かれておらず、被害の一方的な主張のみである。市民がスペインへ逃げたとかフランスの地へ拘引されたとか述べているので、具体的な事件が前提になっているはずであるが、それは触れていない。

ii スール副伯レーモンからの不満^②

(要約) シモンがウイリアム・ド・アグラモン William de Agramont を捕え裁判にかけた。副伯が個人でセネシャルの法廷に出頭させられるのは前例がない。副伯が裁判を受けるまでその土地を差し押さえよとレスタ伯は命じた。レスタ伯の命令で彼のファミリアのあるものが、副伯の所有地であるマリ・レオニ Mail Leons の街を捉え、レスタ伯の代官ウイリアム・ド・ピゴレル William de Pigoirel がその地の城を占拠し放火した。損害は二〇〇マルクである。副伯は裁判を受ける準備があるが、それはガスコーニュの法廷においてであり、またガスコーニュの慣習に従ってである。彼の土地はナヴァラ王やアラゴン王の領地内にもあるが、副伯は義務のある範囲内でイングラント王に従うつもりである。

この不満状が語ることが事実であるとする、シモンがセネシャルになるまでは、現地領主はセネシャルの法廷では裁かれていなかったことになる。領有者であるイングラント国王やその代理人とガスコーニュ現地領主との間には、イングラントにおける国王とその封臣との間のような裁判上の服従関係がなく、上からの強制力が果たされたことがなかったということになる。現地領主がイングラント王に従うと主張するので、シモンがこの強制力を行使したところ、彼らが不満を述べた文書と解し得る。

これら以外にもシモンに対する現地人の不満を示す史料は数多いが、紙幅の関係上、一例のみを検討し、シモンがガスコーニュ統治をどのように行おうとしていたのかを読みとってみよう。

アルノー・ド・ブランクフォールの不満を例に取り上げよう。^②

(要約) フロンサック副伯からシモンに対して戦争が行われた際、国王がシモンにブール城を一定期間託すようアルノーに命じた。期間満了につき返して貰いたい。またシモンはブール城の領域地内にキュザックの城を建設し、ブール城に損害を与えたので弁償されたし。またシモンはアルノーの騎士たちの土地を占拠し、地代をとった。伯はエケリーニ・アードゥロン Ayquelius Andron、ベルナル・エメリ Bernaldus Aymeic、アルノー・ダガタス Arnaldus Dagatassat、ゲラルド・ド・ソラー Galhardus de Soler

アルノー・ド・サルボラ Arnaldus de Sarporas、ブルヌ・アンロサ Brunus Encausat から土地や地代を取った。自分は国王の臣下である。

これに対応するシモンの手紙は以下の通りである。^②

(二二五〇年一月二十九日、ボルドーにて) 余、シモンはアルノー Arnald からの託身のもとにブル城を受け取った。期間終了後返却した。余はその保有期間中にはフロンサク副伯からは何も受け取っていない。騎士や市民から以前からのブランクフォールの慣習でない限りは、人質を取っていない。それらの任務については余の騎士チボー・ド・ジャンキオ [Theobaldus de Jenciacio (ジャンサク Gensac)] が余の精神にかけて誓約した。余の印とともにボルドー大司教、ボルドー市の共同体、アマニュー・ダルブレ、ペトゥル・ド・ブルガラ Petre de Burgala がこの文書に印を押す。

これに続いて不満者からのさらなる要求が述べられる。

(要約) エケリーニ・アードウロンの土地に関して、フランス王から保有するガルフリド・ド・ラ・ランダ Galrido de la Landa より、シモンは二〇〇ポンドを受取った。彼は(その金を) フランス王から受け取ったのであり、シモンは彼には受け取った二〇〇ポンドと交換にベルナル・エタンティ Bernaldus Aynenti (ママ) の土地を与えた。アルノー・ブランクフォールから移した、ガイヤール・ド・ソラーの土地に関して、かの伯は二〇〇マルクをとった。アルノー・ド・サルボラがアルノー・ド・ブランクフォールから保有する土地に関して、伯は一〇〇マルクをとった。ブルヌがキュザックに保有する土地に関して伯は二〇マルク取った。アルノーはこれらのとりたてられた分の回復を望む。キュザック分を除いて総額ボルドー貨一〇〇〇ポンド、八〇マルク・スターリング。ダガタスの地を除く。

アルノーの不満はシモンが城、土地、地代を取り立てたことであるが、逆に見ると彼らはそれらを従来は封土としてではなく、個人所有地 *allodium* として認識していたかの如き述べ方をしていることが分かる。^③ 自らはヘンリから保有すると述べているが、実際には授封関係が存在していなかったかのような、不満の述べ方である。同時にこの不満状には土地保有

関係の錯綜が書かれている。イングランド王の代理人であるシモンが、フランス王から保有する現地領主より金銭を取り立てたという。もしイングランド王の封臣の土地を封主に無断でセネシャルが、フランス王の封臣へ金銭と交換に与えていたならば封建法に反するが、アルノーはシモンが彼から取り上げた土地が、イングランド王からの封土であるとは述べていない。アルノー自身はヘンリーの封臣であると主張しているが、そのことを文書や証人で証明しようとしていない。ヘンリーと現地領主との、土地を仲立ちとする軍事奉仕関係としての封建契約がむしろこれ以前には存在していなかったことが予想される。ヘンリーから見れば封臣に当たる現地領主が奉仕義務を拒む場合には、封主の対抗手段は封土の差し押さえによる義務履行強制であり、シモンが代行したのはこの行為である。国王の代理*proxy*としてガスコーニュ・セネシャルとなったシモンは、土地や城を差し出させ、託身儀式をして、下封の事実を文書化し、結果的にガスコーニュ領有者（イングランド王）と現地領主との間に封建関係を作り出したことになる。^{②③}

④ 一二五二年六月一三日付の国王書記局による「休戦裁定 *trougal*」の記録^{②④}

現地領主や都市からのシモンに対する不満を踏まえての、ヘンリーの回答に当たるのがこの文書である。

（要約）シモンとガスコーニュ人との間の不和があるところが余の知るところとなつたので、改善を付加せんと欲して、かの地の大司教ら聖職者と俗人とを召集した。余のカウンシルの助言により余と長子エドワードが以下のごとくかの地の秩序ある状態のために、レスタ伯とガスコーニュ人とに対して、以下の箇条全てが堅く守られるよう望み命じる。余がガスコーニュへ派遣した使者二名により、聖洗礼者ヨハネ生誕祭まで結ばれた休戦裁定が、それはガスコーニュ諸侯の口利きにより結ばれたものであるが、イングラントで聖マリア昇天日まで延長されたが、さらに聖母マリアお清めの日まで延長される。そしてその裁定が前述のお清めに日まで両者の間で続くことを、余は望み命じる。ブル城はアルノー・ド・ブランクフォールへ伯と彼との間で作られた開封状に基づき、引き渡される。かの休戦裁定と諸條款の執行者であり維持者である者が、かのアルノーに城の受け渡しについて調査する

云々。そのほかフロンスク、カステイヨン、ゴルスン Gorson、ポディオ・ノーマン Podio Norman の城について云々。レスタ伯支配時代に捕えられた者は釈放される。個々の身代金については伯に回答させる。伯がガイヤール・ド・ソラーからとりたてた金銭の回復については、余の面前で両者に判決があるべし。前述のお清めの日に、余または余の長子がガスコーニュの聖俗全ての者と伯との一門に対して正義・裁判の完成を、ガスコーニュの余の法廷の慣習に従って実行させる。サルトゥス SLEEF 城は余とガストン、アルノー、ガルシラン Garsian、アルノー・ド・ナヴァユ Ernard de Navayles とその妻との間で、和解が成立していないれば、余の面前での裁判により、現在のままの状態に置く。この休戦裁定は伯とその一門に対して、お清めの日まで続く。だれも反対せずすべての者によって守られるべし。もし破られれば、前述の維持者の面前で法に従って、余が捕える。もし伯に敵対するものがあれば、余のガスコーニュ到来まで、伯の面前でそれを行ってはならず、維持者の面前でなすべし。不満者は余が到来するまではかの維持者の面前に訴え出よ。プールで捕らえられたピイス Pizis 家の人はただちに余の手にあるべし。余の到来時に余の面前で裁判がなされる。オレロン Oleron で捕らえられたレグラ Regra の人は十分な安全保障のもとに余の到来時までおかれる。六月一三日ウインザーにて王の立会。

この文書は先の二文書とは異なり、和平に関する新たな裁定を国王が両陣営に押し付ける形式になっており、そこには両者の合意がなされたとは書かれていない。この裁定を作成する際の根拠となるものとして、ヘンリが派遣した使者二名が、ガスコーニュ諸侯に暫定的な裁定を押しつけていたと述べられているが、その内容は全く引用されていないし、セネシャルや諸侯の発言は全く書かれていない。不満を述べたガスコーニュ人の要求が満たされるべしという記述が続き、シモンは言い分さえ聞き届けられてはいない。これでは和解とは言えない。先の暫定的裁定は一時的であるが、それを国王が当事者に諮ることなしに王の独断で延長させている。国王が派遣した「維持者」は強制力を持ち得るのか否かが不明である。国王がやがてガスコーニュに現れるという期待を持たせているが、その到着日は特定されていない。軍事力で強制するとは書かれていない。「余のガスコーニュの法廷の慣習」の詳細は不明である。従来はガスコーニュの慣習では無秩

序であったから、シモンを派遣して秩序を維持させたのだが、今回シモンが逮捕した者を釈放とした以上は、元の無秩序に戻ることを国王が命じたことになる。結局ヘンリは対ガスコーニュ政策が、シモン任命以前の状態へ戻ることを公言した。シモンが行ったことは、既に見たように、強制力のある上級権力のもとでの現地領主同士の和解を監視することであるが、シモンから権限を取り上げることが意味する王の発言は、この強制力をガスコーニュから排除する結果となった。

ガスコーニュ領有者であるイングランド国王は一方的に現地人に休戦を命令したものの、それを強制し監視する軍隊を派遣せず、指揮官をも配置していない。実際、この公布直後に現地人はシモンの即時解任を要求して、反乱をおこし、シモン支持者との間に紛争が生じたが、それを制圧したのはシモンの軍事力であった。その後八月二十七日、ヘンリがガスコーニュのバロンと「善き人々」に対して、シモンへの服従の必要なしとする命令を出した。その結果、現地領主が恐れていたシモンから、「統治者」の肩書きがなくなつた。ヘンリによってシモン統治以前の既得権を承認された現地領主たちは、公然とシモンや現地のシモン派勢力を攻撃した。セネシャルがいなくなつた結果、反攻が再発したことは、ガスコーニュの平和の維持にとつて、シモンの「統治」は有効であつたこと、そしてヘンリの「政策」変更は効果がなかつたことを裏書きする。一二五三年三月に、再度現地人の不和・紛争がおきたときには、ヘンリは自力では鎮圧し得ず、同年七月にシモンに助けを求める有様であつた。ヘンリには領有はできてはいたなかつたのである。違反者や違反行為に対する処罰、匡正が行われなければ、いかなる制度や権威も、社会やその住民を制御し得ているとはいえず、統治は成立していない。

先行研究は上記の文書を、シモンの統治方針を示すものとしては取り上げてこなかつた。ペモンは「シモンと反シモン派ガスコーニュ領主とのどちらの言い分が正しいのか、証拠がない」としか述べていない。パウイクは「一二五一―一二五二年のガスコーニュは戦争状態であり、ガストンとシモンとが対等の訴訟当事者としてヘンリの法廷に立ったのである」。

「シモンは力による抑圧こそがセネシャルの任務であると見ている」と述べる^④。マディコットは「シモンの方針は明らかに、城と傭兵を用いての力づくでの支配」あり、「シモンの最終目的は自分の金銭欲の充足」であると断定する^⑤。この史料からは金銭欲までは実証できないのではないか。ペモンの事実認識と、パウイク、マディコットの事実認識とは差がある。パウイクが一九世紀後半のイングランドによるインド支配の司令官を例に挙げて、シモンのガスコーニュ支配を説明しようとしているように、ガスコーニュをイングランド王国の植民地になぞらえて把握している^⑥。現地領主のプランタジネット家への帰属心のこととは全く考察されず、軍事制圧か懐柔かという、領有者側の「やり口」論議に置き換えられてしまっている。アンジュー帝国の遺産が、一二〇四年で雲散霧消したのではなく、一四五三年まで争われた事実を説明するには、現地の意向を把握することが不可欠である。

前節で述べたように、一二五二年五月のシモンの「行状調べ」に関する複数の文書が語っているのは、現地諸侯と、ガスコーニュ・セネシャルであるシモン・ド・モンフォールとの間には、この機会には合意は形成されなかったため、シモンの任命者であるヘンリが領有政策を変更したということである。すなわち前年のシモンと現地領主団体との合意が統治権者と封臣の団体との協定を作り出したのに対して、今回ヘンリは、国王から個々の領主への恩顧配分を約束した。ヘンリがガスコーニュ諸侯の言い分を通し、シモンのそれを退けて、休戦するように命じたので、任命された時の要請とは全く正反対の対応を強いられていることを悟り、王城の引き渡しを命じられた時点で、プランタジネット家の利益を守るセネシャルの任務から解除されたことを知り、シモンは職を辞する他なかったのである^⑦。

一二四八年以前のガスコーニュには封建的主従関係は、国王Ⅱ侯と現地領主との間にも、また現地領主相互間にも、確立してはいなかったことが窺える。ガスコーニュ全体を横に結ぶ権力の共同体も結成されてはおらず、私戦が相次ぎ、無秩序に近い状況の中で、現地の権力者達は、上級権力による平和維持の制度の確立を、可能性の一つとして期待していた^⑧。上掲の現地領主の不満状の中に読みとれるように^⑨、現地諸侯の帰属心はカペー家ではなく、プランタジネット家側にあ

り、フランス王を敵視している。^① イングランド王家もガスコーニュが自家の領有地であり、フランス王家がそこを侵害していることについて、フランス王家に対して抗議の手紙を送っている。^②

シモンも彼独自の方針に従って、カペー家に対してプランタジネット家による帝国の遺産の一部としてのガスコーニュ領有の体制を維持しようとしていたようだ。^③ 領有体制の維持という点では、シモンとイングランド王家とは利害が一致している。かつてこの地を託された王弟リチャードの築いた平和を守り、裁判を証言と正義に基づいて行ったのであり、調べれば分かることであるのに、裁判の仕方を非難されるのは不当であると、ヘンリに対して述べている。^④ 王弟がガスコーニュへ派遣されたのは一二二五年のことであり、いわゆるアンジュー帝国の遺産がその直前まで残っていた時代であるので、シモンがその状態を維持しようと努力したと述べていることは、帝国領有者としてのプランタジネット家の当主の代理人として、ガスコーニュへ派遣されたという彼の自負を推定させる。現地人に対する裁判を厳しく行うことは統治権者の權威の貫徹にとつて必要であるから、それを緩和せよというヘンリの命令は、その權威そのものの根幹にかかわる問題であり、結果的にはガスコーニュ領有者としてのイングランド王家の利害を損なうことにつながるので、王の代理人としては受け入れられない、というのがシモンの一二二二年時点での主張であろう。

シモンがヘンリによってガスコーニュでの行状を調べられている時、イングランドの諸侯は一貫してシモンを支持した。これは封主としての国王は、封臣としての直臣の家政には立ち入らないという原則からすれば当然のことである。実際ガスコーニュでのシモンの手足となった軍隊は、彼の家政の軍と傭兵であったし、その維持費を彼はたて替えて、あとから国王に請求していた。ヘンリも彼の主張を認めて、債務を支払った。^⑤ このときイングランド王国の最高封主としてのヘンリは、封主封臣関係のルールを守るべきことを思い知らされたのである。セネシャル時代のシモンはガスコーニュ統治にも、封建的主従関係を、より貫徹させる方法を用いようとしていた。^⑥

① *Loyettes du Trésors des Chartes*, t. iii, 1873, no. 3909.

② *Bémont*, p. 90.

- ③ Maddicott, J., *Simon de Montfort*, pp. 111-112.
- ④ Marsh, F.B., *English Rule in Gascony, 1199-1259*, Michigan, 1912, pp. 120-128.
- ⑤ Labarge, M.W., *Gascony*, London, 1980, pp. 19-20.
- ⑥ Lodge, E.C., *Gascony Under English Rule*, London, 1926, pp. 39-40.
- ⑦ Maddicott, *op.cit.*, p. 113. 賦税のムカヘに、在任地の教区に於ては、聖堂費用を以て、その費用に充てられたりせり。
- ⑧ Cf., Renouard, Yves, *Histoire Medicale D'Aquitaine*, 2005, VIII, 'La date des Etablissements de Bordeaux'.
- ⑨ *Simon de Montfort*, pp. 272-275.
- ⑩ Bémont, pp. 94-95.
- ⑪ *Ibid.*, pp. 95-96.
- ⑫ Bémont, p. 336 (Biblio. Natio. Ms. Lat., 9016, n.6.)
- ⑬ Powicke, *King Henry III and Lord Edward*, p. 227.
- ⑭ *Chron. Maj.*, v, pp. 103-104.
- ⑮ Maddicott, *op.cit.*, pp. 113-114.
- ⑯ Marsh, *op.cit.*, p. 128; *Foedera*, i, p. 461.
- ⑰ Lodge, *op.cit.*, p. 39.
- ⑱ *Simon de Montfort*, pp. 273-274. 第一章「註」に、トントー・パリスが「ガスローニユの殆ど総つて有力者」と記述してゐることに触れたが、實際に総つか否かは調査の余地がある。
- ⑲ *Simon de Montfort*, p. 274. 'per hanc ordinationem domino regi Anglie nec aliqui de Wasconia in aliis casibus ab his presentibus aut futuris prejudicium generetur'.
- ⑳ 叙史史料に *Chron. Maj.*, vol.5. 及 *Letters of Adam Marsh*, RS に於て、公文書に CR, 1251-53, pp. 186-188, 203-205, 207-209 に、スローニユ領主たるイングランド法廷への出廷命令等。 *Foedera*, i, p. 168; *Royal Letters*, Henry III, ii, pp. 68-92, 383-391. 及び他の國書に於て *Simon de Montfort*, pp. 307, 312, 321-324, 339.
- ㉑ *Roy. Let.*, ii, pp. 72-74.
- ㉒ *Ibid.*, pp. 74-76. 訳語原語を以下の通り。「裁判にかけた offerat stare iuri」[案]註に於ては baniviri]
- ㉓ *Simon de Montfort*, pp. 307, 312-314, 339; Bémont, p. 94.
- ㉔ *Simon de Montfort*, pp. 307-308. Brit. Lib., Add Ch., 11240. 原語に於ての項へ。「城の領主が在りては in honore seu castellanial」
- ㉕ *Ibid.*, p. 308. 'nos, Simon de Montforti comes Leycestrie, repimus in commendam a nobile viro domino Arnaldo de Blancheforth capitano de Burgo, cum burgo et pertinenciis dicti castri, tenenda et possidenda a nobis vel mandato nostro' 次の引用文中の「移した」の原語は movei に於て。
- ㉖ 先に引用した例では、アイブニーがヘンリーにソー Soil 城を提供すると述べられてゐる。それまでは、アイブニーが城を自力で所有するかのよきな書き方である。
- ㉗ このことは国王がガスローニユへ派遣した委員の報告書に於て、アイブニヤルの統治行為として位置づけられてゐる。 *Chron. Maj.*, v, p. 102.
- ㉘ *Simon de Montfort*, p. 308. アルノー自身の不満状が *supradicta tenet dictus Arnaldus a domino rege, et inde ligius et miles suus' として述べられてゐる。*
- ㉙ *Foedera*, Hague, i, p. 168. 'treuga' tuce は「和平」の意で用ゐられてゐるが、この文書の内容は、国王なりその代理なりが、シモンとその反対派とに押しつけたものであり、両派は合意してゐない。「裁判」を訳語とする。その他の本文中の訳語の原語は以下の通り。

「不和 discordias」 「結ばれた captia」 「口利きにより ad instantiam」 「回答をやる respondeatur」 「完成 complementum」。

- ⑩ ヘンリはすでに同年四月七日に皇太子のエドワードにガスコニーを与える旨を表明した。Calendar of Charter Rolls, vol.1, p. 386; Bémont, p. 112, 113, n.3, 113-114; Simon de Montfort, p. 343; CPR, 1247-58, p. 161; 244; Chron. Maji, v, p. 315, 334. 結束のない彼女の攻撃は、シモンによって短期間のうちに撃退された。秋には彼はフランスへ退いたという。Ellis, p. 154-155. 次のセネシャルにあたる人が任命された。John de Gray, 24 Aug. 1253; Richard de Grey, 3 Oct., CPR, 1247-58, pp. 241, 244; Ellis, p. 164; CPR, 1247-58, p. 244; CR, 1251-53, p. 388; Chron. Maji, v, p. 388, 407, 415-416; *Roles Gascons*, vol.1, no.3540.

⑪ エリスは、一二五二年六月八月に起きた反乱の原因は、シモン・ド・モンフォールが、セネシャル職を解職されることなくガスコニーへと戻り、再び「圧政」が始まることを恐れたガストン・ド・ベアレンの策謀であると述べる。六月二三日付のヘンリの「休戦裁定」で述べられていたにも拘わらず、ガスコニー領主たちによって期待されていた、ヘンリやエドワード自身のガスコニー到着は、翌年八月六日までなかった。Ellis, op.cit., pp. 150-151, 156-159.

- ⑫ CPR, 1247-58, p. 161.
⑬ Bémont, pp. 101-119.
⑭ Powicke, op.cit., p. 229-230.
⑮ Maddicott, op.cit., pp. 116, 119.
⑯ Powicke, op.cit., p. 209.
⑰ Ellis, op.cit., pp. 130-131 の説明は重要である。ガストンが一二五二年初めにヘンリに対して、ガスコニー現地領主がナヴァラ王、カステイラ王、ポワトゥウ伯に使者を送り援軍を願ったことを伝え、自分

がそれを阻止する努力をしたことを強調して、彼がヘンリへ媚を売ったことを重視している。ガスコニー現地領主たちは自分たちの宗主 overlord として、ヘンリでは無く、ナヴァラ王、カステイラ王のほかにフランス王の弟であるポワトゥウ伯をも想定していることを、それとなくヘンリに伝えて、ヘンリから妥協、すなわちシモン・ド・モンフォールの解任を、引き出そうとしたのである、とエリスはいう。ガストンの言い分は、イングランド王家とガスコニー現地領主との間には、確固たる封建的主従契約が存在していなかったこと、およびシモンがセネシャルとして、主従関係を強制的に導入しようとしたこと、現地人がそれを嫌ったこと、ヘンリは任命時にシモンに命じた政策を一時的に撤回して、主従契約の導入策を撤回したことを裏付ける証拠となりうる。

それとは別にヘンリが一二四八年にセネシャルとしてのシモンに約束した騎士の数がわずかに五〇人でしかなかったことは、ヘンリにはガスコニー現地領主を武力を使って統治するという計画が当初から無かったことを示している。ヘンリにとつては現地人からの帰属心を取り付けることが重要であり、圧政よりも宥和策の方が自分に対する帰属心を取り付けやすいという判断であろう。しかしガストンの例は、ヘンリの領有策が失敗であったことを示す。

- ⑱ Chron. Maji, v, p. 290.
⑳ Ellis, op.cit., pp. 130-131 ㊦ ガストンとアマニーとの間の対立と交渉の例を挙げてみる。
㊲ 本稿の三九、四一頁注㉔、四四、五三、五四頁などを参照。
㊳ Chron. Maji, v, p. 295. シモンがガスコニー・セネシャルであった一二五〇年前後、フリードリヒ二世没後の西ヨーロッパの秩序において、カペー家と並んでブランドジネット（アンジュー）家の果たす役割が存在した。その意味ではヘンリがイングランド国内秩序の形成

よりも、大陸政策に力点を置いたとしても不思議ではない。シモンは一二四八年時点では妻の家系の役割を自覚していたのではないか。拙稿「一二五八—〇年の『王国共同体』」『西洋史学』二〇三、二〇〇一年一—三頁参照。

⑫ CR, 1251-53, p. 187. ヘンリから仏王の母后ブランシユ宛て。一五二二年一月六日。

⑬ *Ibid.*, p. 278.

⑭ *Ibid.*, p. 296. シモンは領有者としてのヘンリの立場を侵さず、ガ

おわりに

シモン・ド・モンフォールがガスコーニュのセネシャルとして行った現地領主や都市との交渉や協定文書を分析した結果、都市民間の対立や紛争の調停役としてのセネシャルの位置づけが文書によって確認されたこと、また、現地領主が侵す協約違反行為は国王が派遣した役人が主催する法廷で裁判を受けることが確認され、判決に違反すると国王に侯によって法的に制裁を受けることが明記されたこと、以上二点が確認された。さらに現地領主や都市民のシモンに対する不満を分析した結果、ガスコーニュ人たちは、彼らの既得権をシモンが侵害したことを最大の不満としていることが判明した。

既得権の内容は、土地、城、収益権であり、シモンが彼らに誠実誓約させたことも嫌われ、彼らがシモンに従わなかった時に人質をとられ、身代金を払わされたことが不満とされている。見方を変えれば、シモン以前のセネシャルは彼らの封臣としての義務違反に対しては、有効な対策を立てず、現地領主同士の紛争に対しても仲裁者としての役割を果たしてはいなかったことが読みとれる。シモンの統治はそれに対して、軍事力を用いても紛争を押さえ込み、従わないものからは人質を取って和平を強制し、国王の封臣にはヘンリに代わって誠実誓約をさせた。ヘンリと現地領主との間の封建的主従関係が事実上機能していない状況を、封臣の義務を強制することで、是正しようとしたのではないか。以上が「はじめ

スコーニュ領主でかつヘンリへ臣従するガストンを自ら裁かずに、イングランドのヘンリの法廷へと送った。

⑮ *Chron. Mai.*, v, pp. 210, 327; Bémont, p. 112; CR, 1251-53, pp. 203-207.

⑯ ガスコーニュ・セネシャルとしてのシモンの統治については、これまでに検討した項目以外にも、対ポルドー市政管理問題、ピゴール問題、周辺諸国王との交渉、ブドウ酒貿易の安全確保、トゥールーズ伯との対立など検討すべき事項が多いが、本稿では割愛する。

に」で掲げた課題に対する結論である。

しかしシモンのこの方針は、有力な一部の現地領主からヘンリへの帰属心を傷つけるという結果をもたらした。すなわち現地領主は個人としても団体としても、カペー家にもプランタジネット家に対しても厳密な意味での封建的主従契約を結んではいなかった。それでも本稿が対象とした時点では、現地領主の多くや都市民はプランタジネット家により多くの帰属心を抱いていた。ヘンリはその帰属心を個々人からのオマーージュという形式で取り付けたが、軍事奉仕を強制することも「封土」を没収することも敢えて行わなかった。セネシャルとなったシモンがヘンリの宥和策を捨て強硬策を採り、紛争解決のために団体としての臣従を強制した時にも、現地領主はナヴァアラ、アラゴン王の介入をほのめかしながらも、結果的にはイングランド王へ事態の是正を求めた。このことは、王が封建関係や征服によって臣従を強制する策を採らなるとすれば、領有を安定させるには個々人からの帰属心取り付けが前提となることを示している。

最後に本稿での結論を踏まえて、より大きな課題である、アンジュー帝国の歴史的意義を探るといふ課題に答えるための展望を示しておく。シモンの「統治」方針がイングランド王と現地領主・都市との封建的主従関係の確認であるとすれば、これに対するヘンリの方針は何だったのかが次に問われる課題である。一二五二年六月一三日の「休戦裁定」によって、シモンの「統治」による事実上は総て帳消しにされた。すなわちガスコーニュ領主や都市の既得権は、あたかも自主地のその如くに回復されることになった。現地での紛争解決は現地領主間の和解を優先し、それが達成されるまでは現状のままとすること、またヘンリまたはその代理人は、ガスコーニュの法廷の慣習に従って、仲裁することが約束された。従って封建的主従関係による封主法廷での裁判には触れず、現地の慣習と現地人による法廷が、国王法廷での国王の法による裁判に優先することが、ヘンリによって文書で約束された。彼は現地人の帰属心を恩顧配分策で取り付けようとしたのであろう。この文書を公布したものの、自らがガスコーニュへ乗り込んで自力で「統治」を始めたのではなく、ガスコーニュ行きを延期し、その地と領主たちを「統治」する約束を放置した。その結果が同年六月以降の現地人による反抗

と紛争の再発である。

一二五〇年以後のヘンリには彼なりに、ガスコーニュ領有者としての「統治」方針があったはずである。カペー家に対抗するためにシチリアへの十字軍費を引き受けて、自分の第二子エドマンドをシチリア王にしようと試みたり、神聖ローマ皇帝位の混乱を利用して、自己の弟を皇帝へと選出させたことが、イングランド国王の外交政策として、いわば「一国的」に語られてきた。しかしプランタジネット家と、カペー家とシュタウフェン家とをそれぞれの核とする三つの権力構造体が、一三世紀半ばの西ヨーロッパに存在していたという認識で、当時の諸事象をよりよく説明できるのではないかと考え得る。どの地域が、そしてどの現地領主や都市が、どの権力構造に含まれるのかは、それぞれの核となる権力体の統治意欲や軍事的圧力によって決まるのではなく、それぞれの核となる権力中心は、現地領主や都市を領有していたが、統治は現地人に任せていたから、彼らがどの核に帰属するかという帰属心によって決まったことを、本稿が検討した諸文書が語っている。ヘンリの方針を知るためには、そしてアンジュー帝国の歴史的意義を把握するには、彼と一二五〇年以降のナヴァアラ王、カステイラ王、カペー家のフランス王との交渉が、改めて検討されねばならない。

① マシュー・パリスに拠れば、ヘンリがガストン母子にイングランドの金銭を与えていたことが、ヘンリのガスコーニュ政策に対するイングランド貴族の不满として記述されている。これはヘンリとガストンの間の金銭封とも見なされ得る。国王は現地領主に封土を下賜して軍事力を取り立てるではなかった。その結果ガストンもヘンリに対する軍事的協力を果たさず、むしろ騒乱時には敵対していた。マシュー・パリスはこれでは金銭支払いが無駄になるとして、ヘンリを批

判したのである。Chron. Moit., v, p. 48.

（本稿作成に必要な文献の入手に当たり加藤玄氏の協力を得た。記して謝意を表する。）

（本稿は平成二〇年度科学研究費基盤研究Cによる研究成果の一部である。）

（関西大学文学部教授）

Simon de Montfort's Rule in Gascony, 1248-1252

by

ASAJI Keizo

Powicke once wrote, "Simon de Montfort, an authoritarian by nature, was the victim of Henry's caprice" (*King Henry III and the Lord Edward*, p.214). Concerning the Plantagenet's administration of Gascony, Powicke paid little attention to the allegiance and political movements of local lords and boroughs in Gascony. No events from *Rôles Gascons* were cited in his explanation of Simon's administration in his book. He assumed the personal character or nature of the distant king, who stayed only sporadically in Gascony, would have decided the success or failure of the administration of the seneschals.

However, more evidence is needed to prove what circumstances caused the collapse of Simon's administration of Gascony in 1252. Such evidence may be found in the grievances presented to Henry III by the Gascon barons, burgesses and ecclesiastics between 1248 and 1252. In this paper documents concerning three different occasions of such grievances will be examined. The first group of documents concerns the peace after the revolt of the burgesses of Bordeaux in June 28, 1249. The second group is about the contract between Simon and the Gaston de Bearn and Amaneus d'Albret after the latter two rebelled against the seneschal in 1251. The third group includes documents of grievances rendered to Henry III by various factions in Gascony, i.e. barons, burgesses and ecclesiastics, in 1252.

By examining the documents we can conclude that if Simon's administration had been thoroughly successful, the feudal relationships between Plantagenet kings and the Gascon lords and boroughs could have been stronger. Edward I seems to have been able to carry out a large-scale re-examination of feudal relationships in 1273-74 on the basis of Simon's precedent.